

別紙

厚生省発保第73号  
昭和53年9月29日  
最終改正厚生労働省発保0407第1号  
令和8年4月7日

## 国民健康保険調整交付金（保健事業分）交付要綱

### （通 則）

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条に基づく国民健康保険調整交付金（保健事業分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほかこの交付要綱の定めるところによる。

### （交付の対象）

- 2 この交付金の対象は、法第3条第1項に規定する市町村（以下「市町村保険者」という。）が法第82条に規定する保健事業として行う次の事業（以下「市町村国保保健事業」という。）に対して、法第3条第1項に規定する都道府県（以下「都道府県保険者」という。）が市町村保険者に法第75条の2第1項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金を交付する事業とする。ただし、当該事業が他の国庫補助金の交付の対象となる場合は除くものである。

#### ・市町村国保保健事業

この事業は市町村保険者が行う次の保健事業とする。

#### ア 直営診療施設整備事業

市町村保険者が直営診療施設の整備または整備に対する補助として行う別に定める事業とする。

#### イ 健康管理センター等健康管理事業等

市町村保険者が健康の保持増進のために実施する保健指導等として行う別に定める事業とする。

#### ウ 総合保健施設整備等事業

市町村保険者が総合保健施設の整備等として行う別に定める事業とする。

### （交付額の算定方法）

- 3 この交付金の交付額は、次により算出された額の合算額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、当該額のうち種目ごとの額が下限額に満たない場合は、合算額に含めないものとする。

(1) 市町村保険者ごとに次により算出した額を合算した額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額とする。

ア 直営診療施設整備事業については、施設ごとに、別表 2 に定める種目ごとの第 2 欄に定める基準額と別に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該種目ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定額の合計額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

なお、市町村保険者が補助を行っている場合には、算定された額と市町村保険者が地方独立行政法人に対して補助した額とを比較して少ない方の額とする。

イ 健康管理センター等健康管理事業等については、施設ごとに別表 1 の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合算額とを比較し、少ない方の額を合算した額とする。

ウ 総合保健施設整備等事業については、施設ごとに、別表 3 の第 1 欄に定める種目ごとの第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を合算した額とする。

(2) 下限額について

ア (1) のアにより算出された額のうち種目ごとの額が次の額に満たない場合は合算額に含めないものとする。

Ⅰ 建物 300 千円

Ⅱ 医療機械等のうち医療機械器具

a 診療所 200 千円

b 病院 400 千円

イ (1) のウにより算出された額が 100 千円に満たない場合は合算額に含めないものとする。

(交付の条件)

4 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 都道府県保険者は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 2 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理

し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 都道府県保険者は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該交付金に相当する額を遅滞なく市町村保険者に交付しなければならない。

(6) 都道府県保険者が、この交付金を財源の全部又は一部として国民健康保険保険給付費等交付金を市町村保険者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

a 建物又は医療機械等の設置場所

b 建物の規模・用途若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

c 病床数

d 医療機械等の形式及び規格（軽微な変更は除く。）

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 都道府県知事が別に定める日において未だ事業が完了していない場合は、同日現在における事業遂行状況を都道府県知事に報告しなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県保険者に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ク 市町村保険者は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 2 に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を事業の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5

年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその他の従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 市町村保険者は、都道府県保険者から概算払いにより本事業のうち地方独立行政法人の整備に対する補助に係る交付金の交付を受けた場合には、当該交付金に相当する額を遅滞なく地方独立行政法人に対して補助しなければならない。

サ 市町村保険者は、本事業に係る交付金を地方独立行政法人に交付する場合には、アからケに掲げる条件（この場合において、アからカ中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県保険者」とあるのは「市町村保険者」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

シ サにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

ス 地方独立行政法人から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県保険者に納付させることがある。

(7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(8) 市町村保険者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

5 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣が別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

6 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、別紙様式4による変更申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣が別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

- 7 厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書を受理した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（交付金の概算払）

- 8 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 9 都道府県知事は、別紙様式3による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（4の(2)により中止の承認を受けた場合には、当該承認を受理した日から1月を経過した日）又は厚生労働大臣が別に定める日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（交付金の返還）

- 10 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 11 特別の事情により3、5、6及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。